

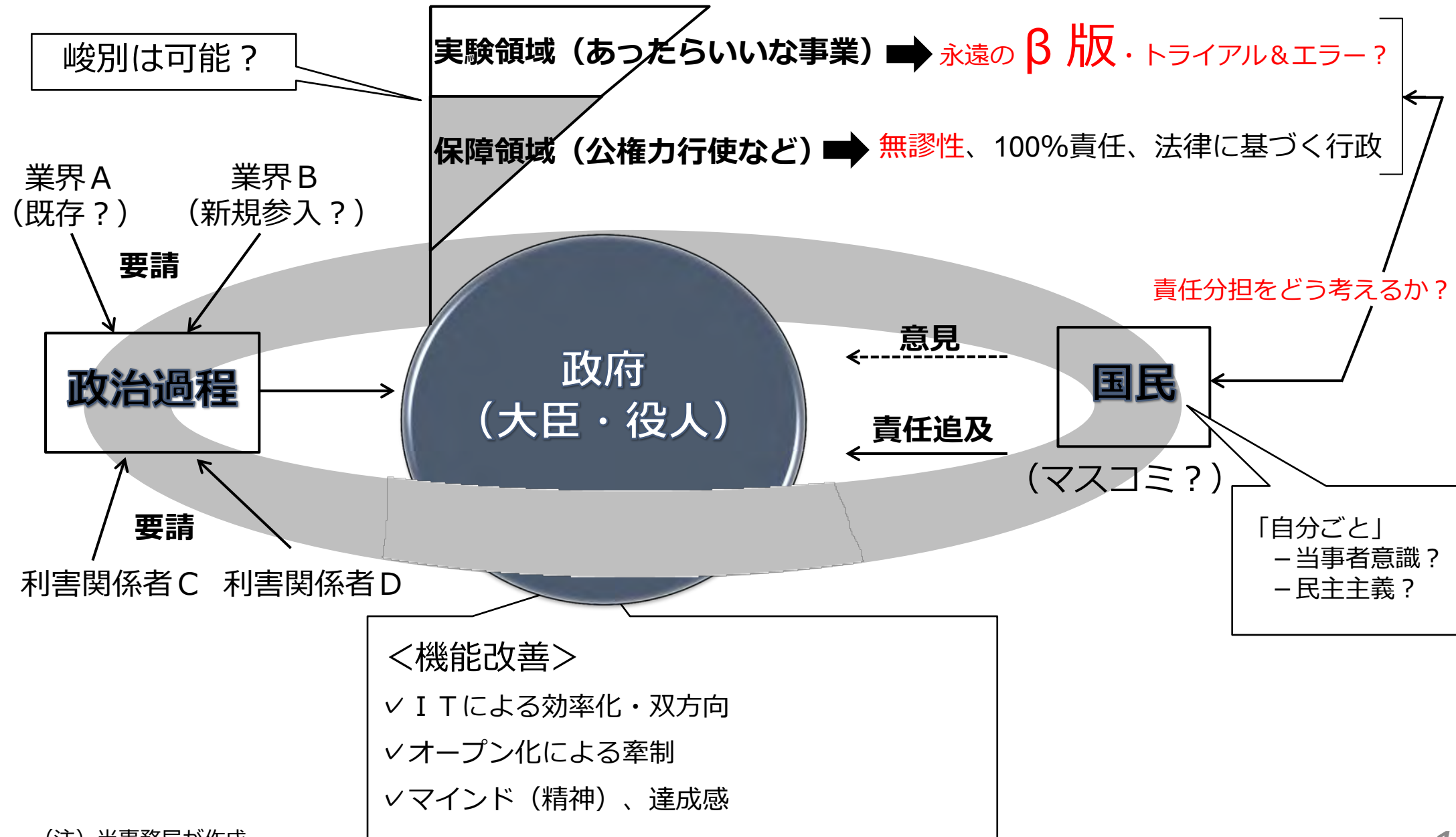
＜テーマ＞ 政府の機能強化と守備範囲

- 従来の発想や過去の前例にとらわれず、この国の未来を見据え、長期的な視野に立った施策や行政を実現するためには、この国の現状を直視した客観的な事実や科学的なデータをどのように活かし、政策を形成すべきか。
- 行政資源に限りがある中で、国民が求める行政サービスの範囲や水準はどこまで政府で責任を持ち、国民の要求に応えるべきか。

(第9回データ資料集)

内閣官房行政改革推進本部事務局

これまでの議論を踏まえた政府と国民の関係（イメージ）



社会課題解決のために人々の行動を変えるデザイン

～issue+designプロジェクトの一例～

issue+designとは・・・

地域、日本、世界が抱える社会課題（ISSUE）を、市民の皆さんの創造力（DESIGN）で解決することに挑戦するユネスコデザイン都市・神戸発のソーシャルデザインをプロジェクトする団体。代表者は筧裕介氏。



プロジェクトの仕組み

voice

市民みんなの声から、
社会の課題を発見

idea

ワークショップとコンペを通じて、
市民みんなでアイデアを発想し、磨きあげる

action

生まれたアイデアを市民・
行政・企業みんなで実現

主な取組の例

日本人のストレスランキング ストレスマグニチュード

RANKING	LIFE EVENT	STRESS POINT
1	配偶者（夫・妻）や恋人の死	82.4
2	親族の死	77.0
3	親しい友人の死	76.1
4	家族の病気、怪我	73.7
5	離婚	72.3
6	配偶者・恋人・子どもの暴力	71.6
7	自分の病気やけが	71.4
8	多忙による心身の過労	71.3
9	失業・リストラ	70.8
10	配偶者や恋人の浮気	69.4
11	恋人との別れ	67.6
12	勤務している会社の倒産	66.8
13	配偶者（夫・妻）との別居	66.3
14	収入の減少	65.3
15	職場の人間関係のトラブル（上司、同僚部下、顧客など）	64.1
16	夫婦や恋人との喧嘩の増加	64.0
17	150万円以上の借金（住宅ローン除く）	63.3
18	ご近所とのトラブル	61.3
19	親戚とのトラブル	60.4
20	睡眠習慣の変化（不眠、過眠、不規則）	60.0
21	仕事上のミス	59.2

自殺やうつ病を予防するために、日常生活で経験する出来事から受けるストレスについて、神戸市民へのアンケート調査を基に数値化し、自分の心の状態を自己点検できるようにしたもの。

新しい母子手帳のカタチ

詳しくはこちら



利用者の生の声を活かして、従来分離していた子どもの成長記録と発達に応じて必要となる豆知識を時系列で並列させるなど様式を一新。全国178の自治体で採用（26.4.1現在）。

できますゼッケン



被災地へ赴くボランティア、専門家の皆様へ
神戸の経験を、届けて下さい。

神戸の避難所での教訓を踏まえ、ゼッケンで「自分ができること」を予め明示することで、被災者とボランティアとの意思疎通を円滑にし、無用なトラブルを回避。

エビデンス・ベースト・ポリシーに関する政府の基本的な考え方

科学技術基本計画について（平成23年8月19日閣議決定）（抄）

V. 社会とともに創り進める政策の展開

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(1) 政策の企画立案及び推進機能の強化

国は、「科学技術イノベーション政策のための科学」を推進し、客観的根拠（エビデンス）に基づく政策の企画立案、その評価及び検証結果の政策への反映を進めるとともに、政策の前提条件を評価し、それを政策の企画立案等に反映するプロセスを確立する。その際、自然科学の研究者はもとより、広く人文社会科学の研究者の参画を得て、これらの取組を通じ、政策形成に携わる人材の養成を進める。

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

4. 実効性あるPDCAの実行

経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、PDCAの実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、PDCAの徹底（総合的な観点からの評価を重視）、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。

公的統計の整備に関する基本的な計画について（平成26年3月25日閣議決定）（抄）

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。

エビデンスに基づく政策立案を妨げるもの（イメージ）



P D C Aサイクルの強化の実例（その1）

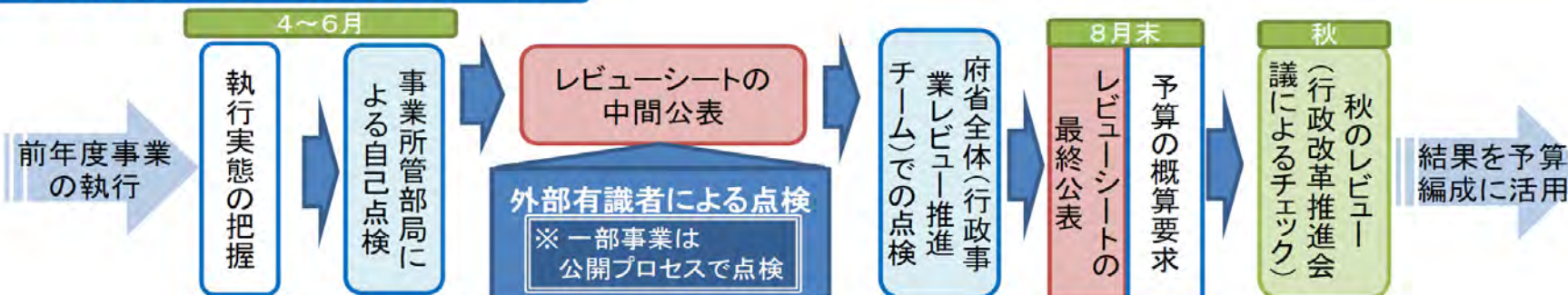
行政事業レビューとは

行政事業レビューとは

- ① 霞が関の各府省自らが、
- ② 全ての事業を対象に
- ③ 執行実態を明らかにした上で、チェックの過程を公開しつつ、
- ④ 外部の視点を活用しながら点検を行い、
- ⑤ 結果を概算要求や執行等に反映させる、
取組です。

- 無駄の撲滅には、まずは各府省自らが、主体的に取り組むことが不可欠。
- 毎年、国の全ての事業を網羅的に点検し、徹底的、継続的に無駄がないかチェック
- 全ての事業（約5,000事業）について、統一した様式の「レビューシート」を作成、公表。
事業の執行状況や、資金の流れを全面公開。
- どのような点検を行ったのか、点検を踏まえてどのような対応を行ったのかを、「レビューシート」上に公開。⇒ 過程を透明化し、緊張感のあるチェックを実施。
- 前年度に新規に開始した事業や事業の終了年度等に当たり継続の是非を判断する必要のある事業を中心に、外部の有識者による事業の点検を実施。
○ そのうち一部の事業については、公開の場で事業の点検を実施⇒公開プロセス
- 「点検のための点検」ではなく、点検結果を翌年度予算の要求や事業の執行に反映。
- 各府省におけるレビュー終了後、行政改革推進会議が、各府省の点検が十分なものとなっているか等のチェックを行い、チェック結果が予算編成過程で活用されるよう意見をとりまとめ。

行政事業レビューの流れ（イメージ）



P D C Aサイクルの強化の実例（その2の①）

行政事業レビューシートの見方（一部）

● 何十年前に開始された事業の場合、時代に即した事業内容になっているか？

● 時代の変化や環境の変化を見据えて、事業の終期設定を行い、事業計画等の見直しを行うべきではないか？

● 目的は妥当か？
そもそも税金(借金)を投入して実施する意義のある事業か？

● 目的に即した事業内容・手段になっているか？

● 他の類似の助成制度と補助率や支援対象などの面でバランスをとる必要があるのではないか？

前年度執行実績に基づいて、点検作業を行います（25年に実施するレビューは、24年度実績がベース）。

事業番号

平成25年行政事業レビューシート (0000省)

事業名	(例)まちづくり推進サポート	担当部署	まちづくり政策局	作成責任者	行政推進	
事業開始・終了(年度)	平成18年度～	担当課室	まちづくりサポート課	行幸	進	
会計区分	一般会計	政策・施策名	少子・高齢化に対応したまちづくり 若いのあるまちづくり(1～11)	関係する計画、通知等	まちづくり推進ロードマップ等	
推進法令 (具体的な条項も記載)	0000法	事業の目的 (目指す姿を簡潔に3行程度以内)	民間事業者、NPO、地方自治体を含めた協議会等の各主体が、自発的にまちづくりの推進に取り組み、①中心市街地の産業活性化と、②エコでバリアフリーな移動方法の整備を図ることにより、持続可能なまちづくりを目指す。			
事業概要 (5行程度以内、別添可)	中心市街地の産業活性化やエコでバリアフリーな移動方法の整備を目的とした取組を実施する民間事業者、NPO、協議会等から申請を受け付け、一定の効果をもたらすものと認められる事業について補助金を交付する。 補助率: 補助対象経費の1/2(定率)					
実施方法	また、中心市街地の産業活性化の事例調査や研究を行うとともに、インターネット申請により採用された取組を紹介するためのホームページを運営する。					
予算額・執行額 (単位: 百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
当初予算	1,050	1,500	1,500	950	950	
補正予算	450	0	0	0	0	
繰越金等	0	0	0	0	0	
計	1,500	1,500	1,500	950		
執行額	660	1,200	900			
執行率(%)	44%	80%	60%			

担当部署名・担当者名を明記することで、事業に対する説明責任を明確にします。

政策評価体系の政策名等が記載されます。

● 地方自治体を実施すべき事業ではないか？

● 地方の独自性や主体性、責任が発揮されるべき取組に必要以上に国が関与しているのではないか？

（注）この事業は架空のものであり、実際には存在しません。

執行率が低いのはなぜか？理由をきちんと把握しているか？

前年度の執行実績に基づいた予算額になっているか？

シートの最終公表時には、次年度予算要求額が記載されます。点検内容が予算要求にどのように反映されたかが分かります。

この事業を実施することでどのような成果が生み出され、どのように国民の利益となるかが分かります。
※この事業の場合、事業担当者は、成果を数値・数量で表すことは困難と記載していますが、例えばエコ移動網の成果としてCO2排出削減量などが考えられます。

記載された成果指標は真に国民の利益となるものか？

目標値に対する各年度の達成度は十分か？不十分の場合、点検結果において、その理由などの問題把握をしているか？

成果指標	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
成果実績 (アウトカム)	達成度	%			
活動指標 (アウトプット)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
採用件数/申請件数	活動実績 (当年度見込み)	56/68 (150)	120/180 (150)	124/131 (150)	— (150)
単位当たりコスト		7,258,065(円/1件)			
算出根拠	平成24年度の執行額(900百万円)÷採用件数(124件)				

活動実績の見込みは適切か？見込みに対して活動実績が達成されているか？達成されていない場合、点検結果において、その理由などの問題把握をしているか？

各科目毎の予算額増減を見ると、事業予算の中でもどの部分を削減したのかが分かります。

失敗した例を含む過去の案件の検証を行い、その結果を採択基準に反映させるべきではないか？

（注）この事業は架空のものであり、実際には存在しません。

行政事業レビュー推進チームの最終的な評価にあたっては、以下の3つの選択肢から、1つを選びます：

- 事業全体の抜本的改善：事業全体として資金が効率的に使われていない又は効果が薄いなど、廃止も含めた事業の在り方の抜本的な改善が必要と判断される場合等
- 事業内容の改善：資金が効率的に使われていない又は効果の薄いメニューが含まれているなど事業内容を見直す必要がある場合等
- 現状通り：特段見直す点が認められない場合等

外部有識者や行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、各府省がその事業をどうするか最終判断をします。判断に当たっては、以下の5つの選択肢から1つを選びます：

- 廃止：平成26年度予算概算要求において要求しないもの
- 段階的廃止：明確な廃止年限を決定するとともに平成26年度予算概算要求の金額に反映するもの
- 縮減：何らかの見直しが行われ、平成26年度予算概算要求の金額に反映するもの
- 執行等改善：平成26年度予算概算要求の金額には反映しないものの、執行等の改善をするもの
- 現状通り：平成26年度予算概算要求の金額に反映すべき点及び執行等改善すべき点がないもの

事業の評価に当たっては、数値を用いることなど客観性の向上、初回採択時の情報提供等を通じた信頼性向上等の方策を検討すべきではないか？

所管部署による点検や外部有識者の所見を踏まえ、行政事業レビュー推進チームが、事業の執行において見直すべき点や概算要求に反映すべき内容などの指摘を記載します。

（注）この事業は架空のものであり、実際には存在しません。

P D C Aサイクルの強化の実例（その2の②）

行政事業レビューシートの見方（一部）

最終的な資金の受け手は誰か？
どのような経路で資金は流れたのか？フローの途中段階で不透明な部分はないか。

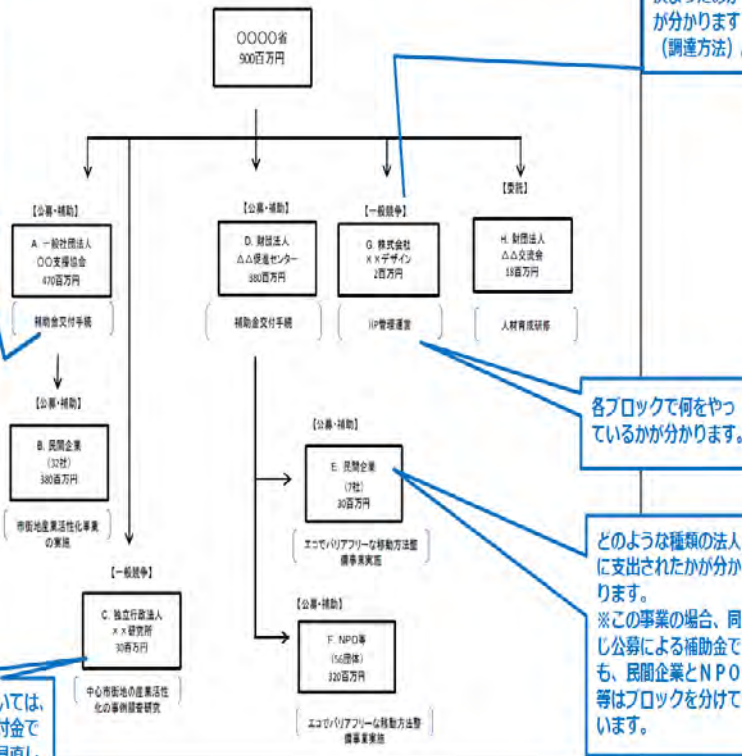
※平成24年度実績を記入、執行実績がない新規事業、新規事業等については現時点で予定イメージを記入。

支出先の種類ごとにブロックを分け、フローチャートによって事業予算の使い途・流れの全体像が分かります。

資金の受け手がどのように決まったかが分かります（調査方法）。

※この事業の場合、Aブロックの〇〇支援協会からBブロックの民間企業32社に支出された額は、3億8,000万円。Aブロックの〇〇支援協会が消費された残り9,000万円の使い途は、後述の費目・使途欄で明らかになっています。

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）



独立行政法人に支出している事業については、独立行政法人の本業務が、運営費交付金で対応すべきものではないか等の観点で見直しを行い、重複の排除や役割分担の徹底を図るべきではないか？

各ブロックで何を行っているかが分かります。

どのような種類の法人に支出されたかが分かります。
※この事業の場合、同じ公費による補助金でも、民間企業とNPO等はブロックを分けています。

（注）この事業は架空のものであり、実際には存在しません。

※前述した、Aブロックの〇〇支援協会が消費された9,000万円の使い途は、主に人件費などに使われていたことが分かります。

真に支援すべき対象とそうでない対象を見分けて支援する仕組みになっていないのではないかと。困っている人など真に支援すべき対象に限定・重点化すべきではないか？

種類別ブロックで支出先が複数の場合、支出額の最も大きい1者における使途を、代表例として記載しています。

- 施設整備、設備配備、立地条件（借料等）、人員配置等が業務内容等に際して過大になっているのではないかと。
- 費用削減のための検討、試算がされていないのではないかと。
- 代替的選択肢の費用予測をきちんと実施すべきではないかと？
- 事業目的に照らし合わせて、ムダ・不適切と思われる使い方はないか？いわゆる「中抜き」構造はないか？

※この事業の場合、金の流れフローチャートで明らかになった補助金以外に使用されている3,000万円は、応募のあった取組の審査業務という、この事業の目的に沿った使われ方がなされていることが分かります。

A-一般社団法人〇〇支援協会			E(株)まちづくり000		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	事務員	80	工事費	商店街アーケード改修費	5
事業費	市街地産業活性化事業への補助	300	購入費	福祉用具	5
広報費	ポスター・パンフレット・チラシ制作費	5			
システム運営費	HP運営・管理費	5			
旅費	調査費・出張費	5			
その他	諸謝金・光熱費・消耗品費	5			
計		400	計		10

B(株)〇〇建設			F NPO法人まちづくり000		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
建設費	テナントビルに於ける工事費	20	賃借料	市街地産業活性化事業の推進	20
計		20	計		20

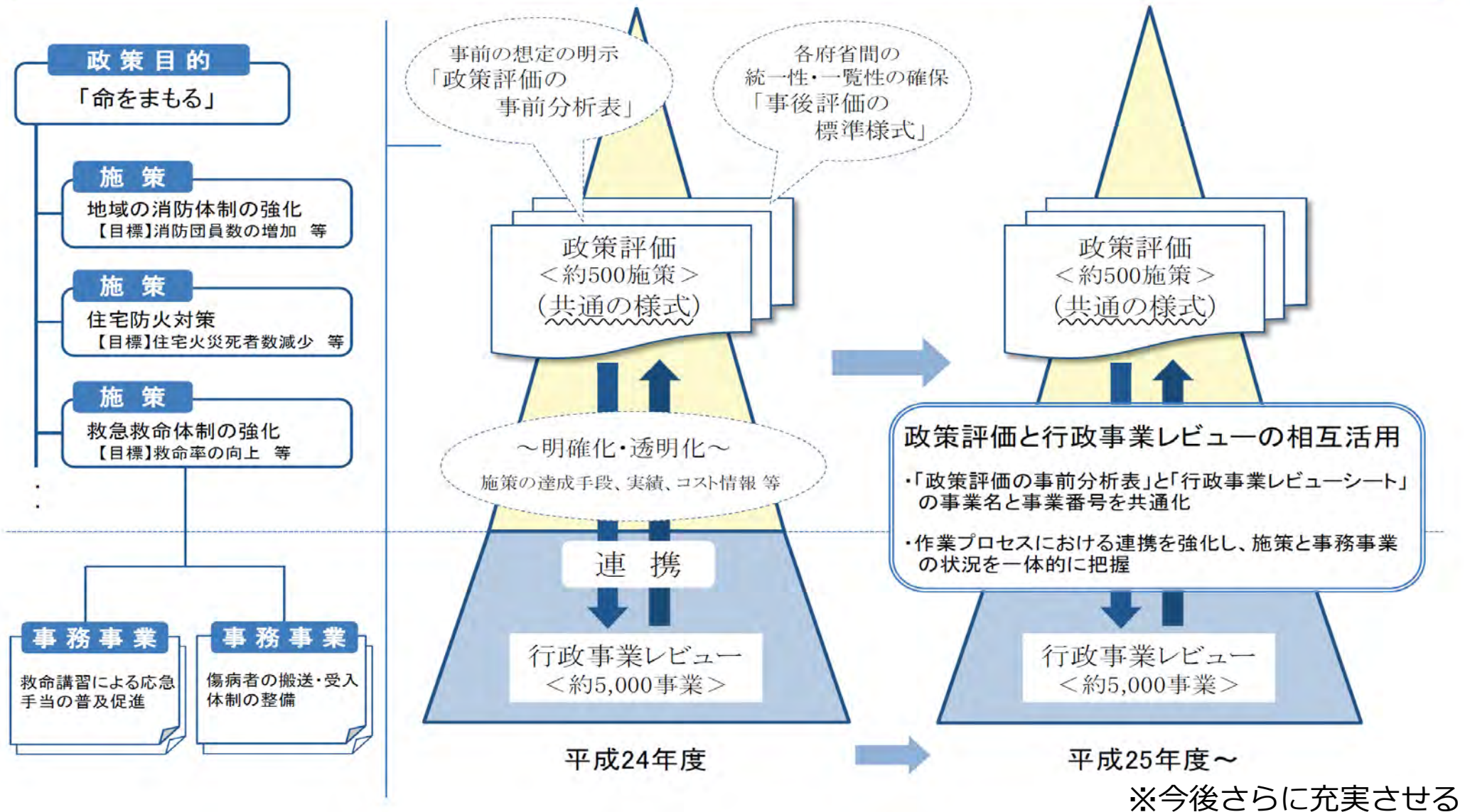
D(株)××デザイン			H(株)××デザイン		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	事務員	20	広報費	HP掲載コンテンツの企画・作成	5
旅費	調査費	5	システム運営費	HPの運営・管理	5
印刷費	調査費・出張費	5			
計		30	計		10

D財団法人△△促進センター			H財団法人△△交流会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	エコ・バリアフリーな移動方法調査事業への補助	200	人件費	研修講師	10
人件費	調査員	20	会議費	研修会場等	5
会議費	調査員に対する研修費	5	旅費	研修費	5
旅費	調査員に対する研修費	5			
計		230	計		20

事業の予算使途にも不明朗な部分が見受けられることから、事業の実施に際しての透明性の確保に留意して取り組むべきではないか？
※この事業の場合、採用された取組紹介用のHP運営は、Gの事業者が実施しているはず。左欄のHP運営は、単に社団法人それ自体のHPの運営に経費を使用している可能性があります。仮に取組紹介用のHP運営であったとしても、Gの事業者のHP運営と重複することとなります。

P D C Aサイクルの強化の実例（その3）

政策評価と行政事業レビューの連携



科学的なデータと政策との関係の事例（その1）

～BSE感染牛への行政の対応～

BSE発生

- 平成13（2001）年9月にBSE感染牛が発生。政府は出荷前の国産牛について全頭検査を実施
 - ※ 政府は、当初、EUに倣って30か月以上の食用牛の検査を実施する方針であったが、全国農業協同組合連合会や全国消費者団体連合会などが全頭検査を要求したことを受け、方針転換を行い、平成13年10月から全頭検査を実施

行政の対応

- 平成17年5月、食品安全委員会は、食肉のリスクについて、全頭検査でも、21か月齢以上の牛のみの検査でも、食肉のリスクはどちらも「無視できる」～「非常に低い」と推定できると報告
- この報告を受け、厚生労働省は食肉検査対象牛の緩和措置（17年8月～検査対象牛を21か月齢以上に引き上げ）を行ったが、各地方自治体は風評被害などを恐れ、その後も自主的判断により、ほぼ全自治体が全頭検査を継続
 - ※ 平成16年12月に行った世論調査（共同通信社）によると、全頭検査を緩和（生後20か月以下の牛を検査から除外）する政府方針に対して、64.5%の人が反対
- 平成25年7月、各自治体は、厚生労働省の要請（検査対象牛を48か月齢超に引き上げ）を受け、食品安全委員会が人への健康影響は無視できると評価していることや各自治体が一斉に全頭検査の実施を見直すことなどを理由に、25年7月から全頭検査の実施を取り止め

背景

- ① 平成14年2月以降、国内でBSEに感染した牛は確認されていない。
- ② 英国の統計では、24か月齢以下の発症例は0.006%以下（約177,500頭中10頭）、30か月齢以下では0.05%（同81頭）で、最も若い発症は20か月齢が1頭、感染から症状が出るまでは平均約60か月（5年）であるとされている（注2）。
- ③ BSE感染牛の直接の原因は、飼料の肉骨粉を食べたことに由来するとされており、平成13年10月には、感染源であった肉骨粉の国内での使用は法令で禁止されている。
- ④ BSEの病因物質である異常プリオンの99%以上が特定危険部位（脳・せき髄など）に蓄積されることがわかっており、国は平成13年10月から、と畜・流通の段階で特定危険部位の除去・焼却を法令で義務づけている。

全頭検査を継続したことについて、どう考えればよいのか？



注1 厚生労働省の「牛海綿状脳症（BSE）に関するQ & A」HP（www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0308-1.html）等を参考に当事務局において作成

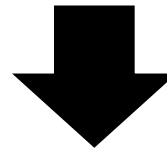
2 「全頭検査神話史」唐木英明（東京大学名誉教授・日本学術会議会員）

科学的なデータと政策との関係の事例（その2） ～過大な需要予測（将来人口）を基にしていた公共事業～

過大な需要予測（将来人口）を基にしていた公共事業が実態に即したものに改められた例

総務省による政策評価の点検結果

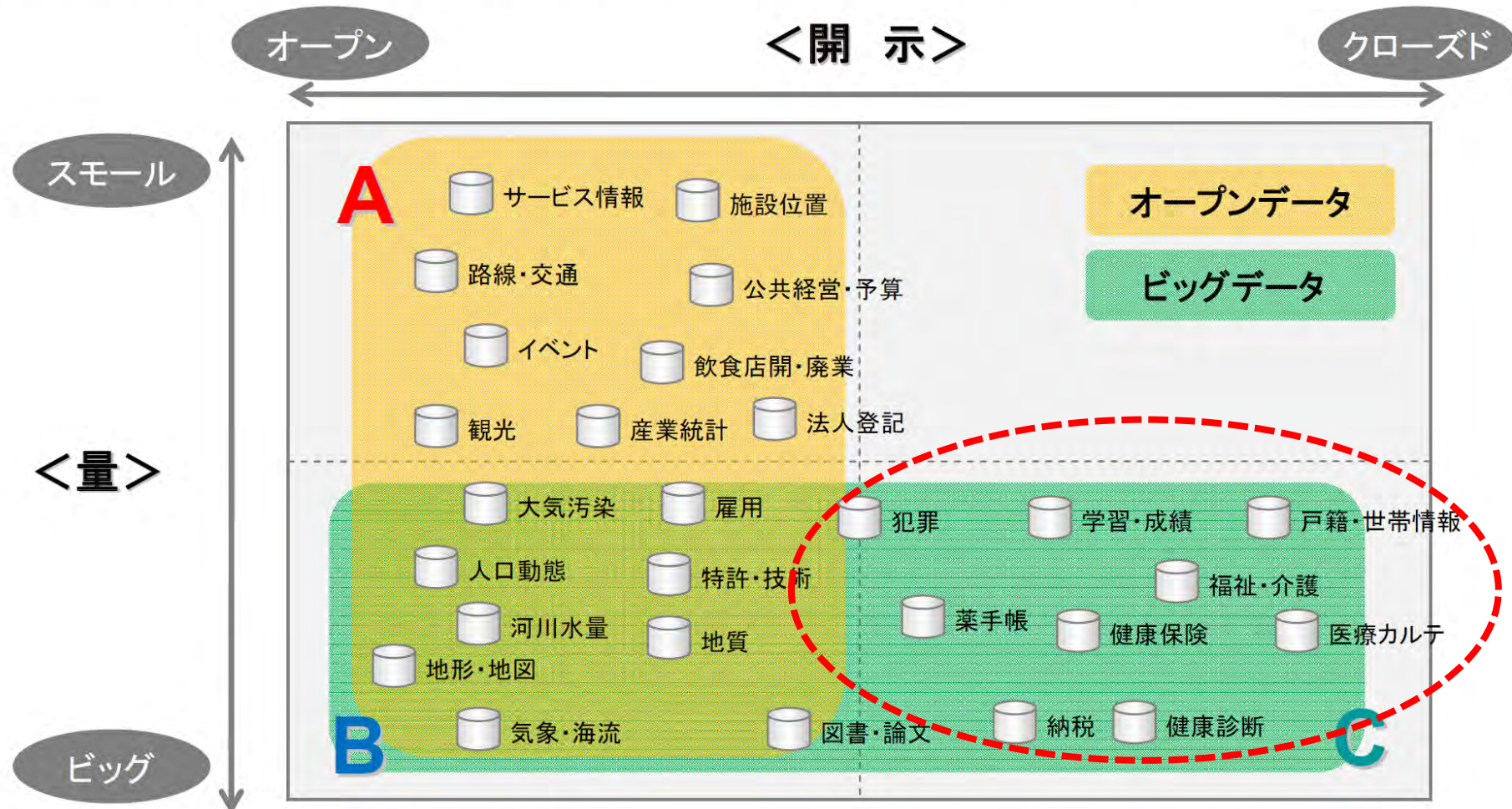
厚生労働省は水道水源開発施設整備事業（忠別ダム：旭川市）について、市の将来人口が平成65年までに6.6%（2万3,800人）増加すると推計し、将来的に水不足が予想されることから安定的な水量を確保する必要があると事業評価しているが、総務省が点検したところ、厚生労働省が用いた市の人口推計は、過大であったことが判明。



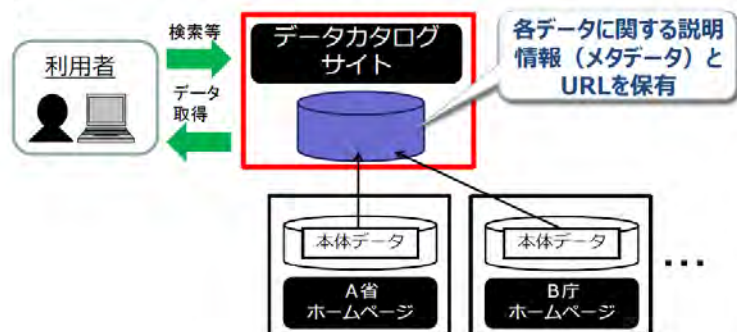
指摘を受け、厚生労働省が評価をやり直したところ、将来人口推計が下方修正され、関連施設の規模の見直しが行われた結果、約42.5億円の事業費が削減

公共データの利活用と個人情報保護との関係

- A.【オープン × スモール】 法人に関わる情報、各種位置情報、公共サービス・施設情報 など
- B.【オープン × ビッグ】 環境系測定データ、情報の統計化されたもの、既存のアナログアーカイブ（図書館）
- C.【クローズド × ビッグ】 医療、福祉、税、教育など個人情報（機微の情報）が中心



二次利用を想定していない政府のオープンデータ ～PDFやHTMLデータでの公開が大半～



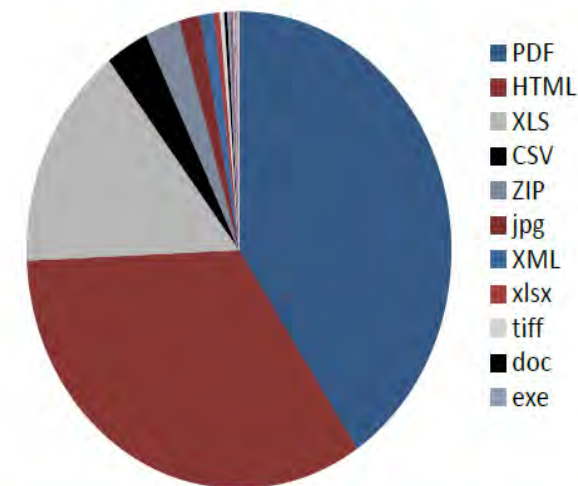
データの形式に着目した、オープンデータの質を表す5段階。英国政府等が参照しているモデル。



府省別データセット数

府省名	データセット数	比率
国土交通省	2697	26%
経済産業省	1396	13%
文部科学省	832	8%
環境省	802	8%
内閣府	758	7%
財務省	752	7%
厚生労働省	705	7%
総務省	438	4%
法務省	438	4%
農林水産省	379	4%
警察庁	289	3%
防衛省	260	2%
公正取引委員会	159	2%
人事院	129	1%
金融庁	95	1%
外務省	94	1%
宮内庁	78	1%
消費者庁	45	0%
内閣法制局	34	0%
内閣官房	18	0%
復興庁	11	0%

形式別データセット数



形式	データセット数	比率
PDF	5452	41%
HTML	4512	34%
XLS	2046	15%
CSV	442	3%
ZIP	352	3%
jpg	212	2%
その他	397	3%

※複数の形式のリソースを含むデータセットがあるため、合計は、単純なデータセット総数を超える。

平成26年3月25日現在

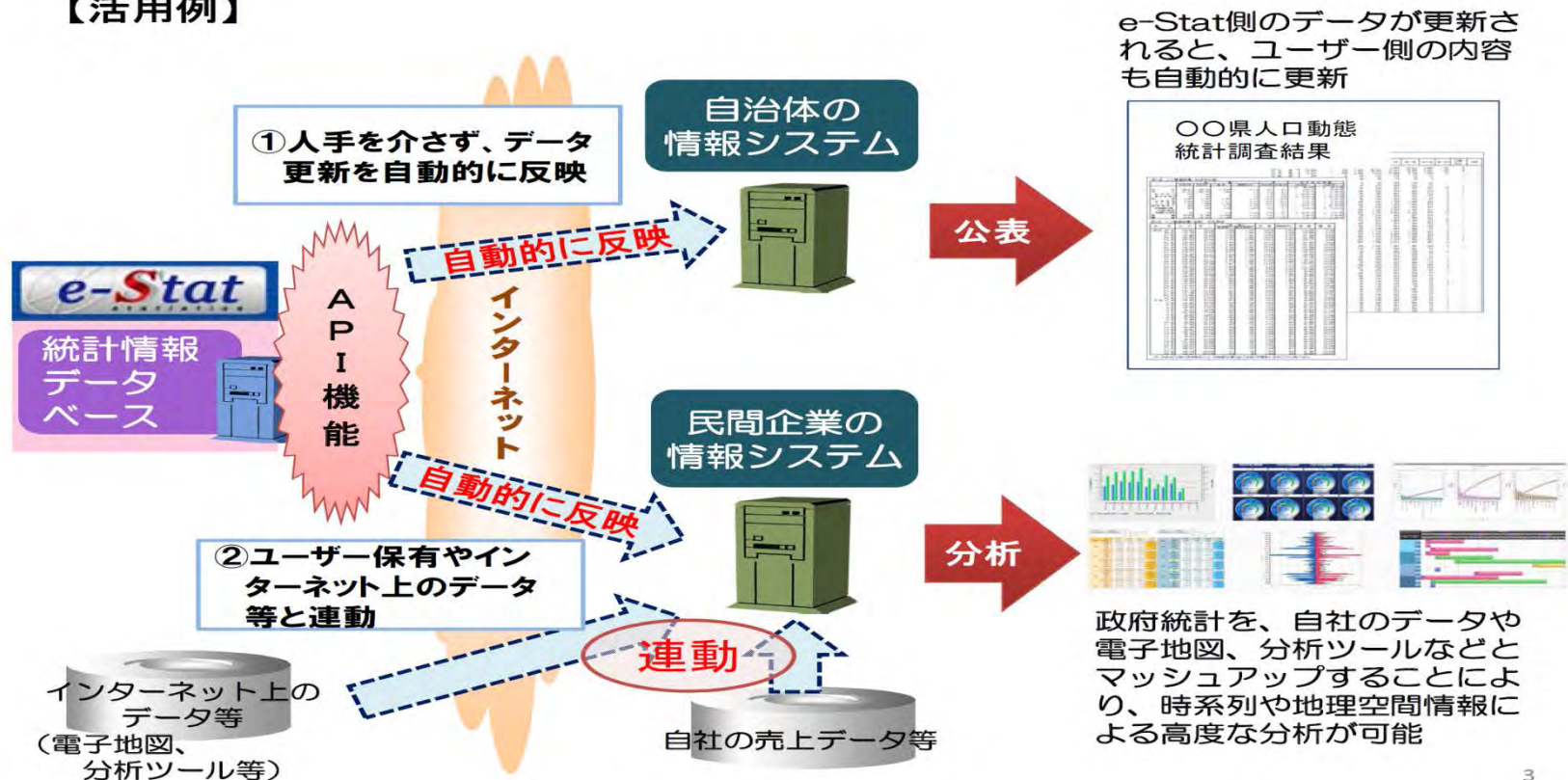
二次利用を想定した政府のオープンデータ

～A P I 機能により大量・多様な統計データの機械的処理が可能に～

政府統計のポータルサイト『e-Stat』に、新たにA P I 機能（Application Programming Interface）を付加し、蓄積された統計データを機械判読可能な形式に変更することで、利用者の情報システムにe-Statのデータを自動的に反映させたり、ユーザー保有やインターネット上のデータ等と連動させた高度な統計データ分析が可能に

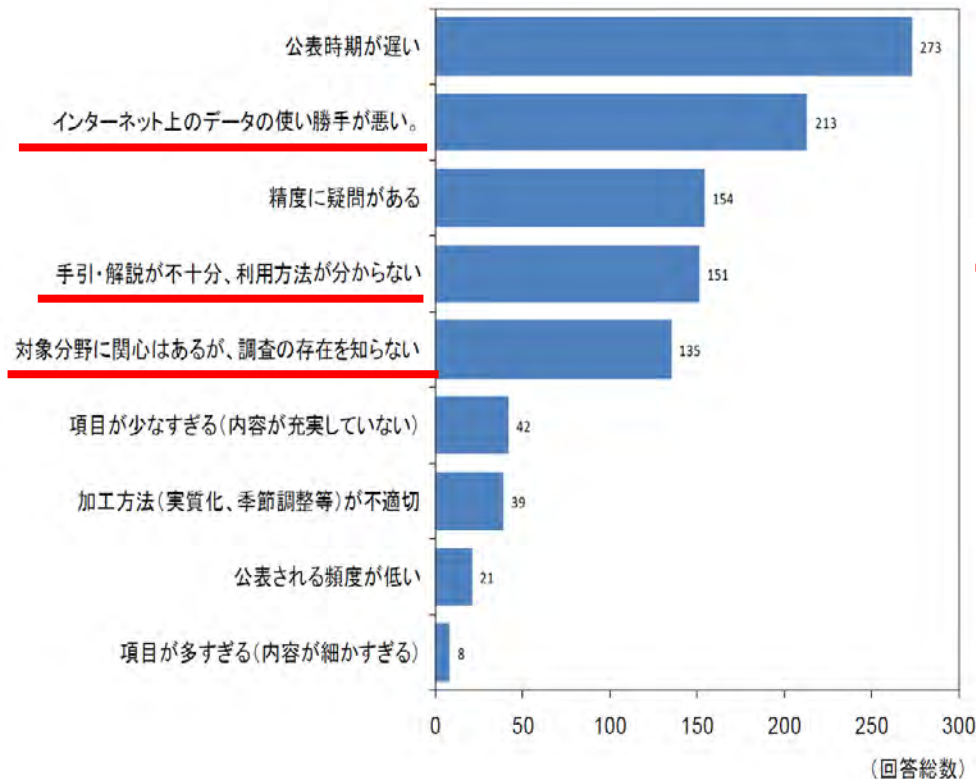
→ 統計データ利用の高度化や効率化の環境が構築され、ビジネス活性化や新規事業の開発促進、行政サービス向上などに貢献

【活用例】

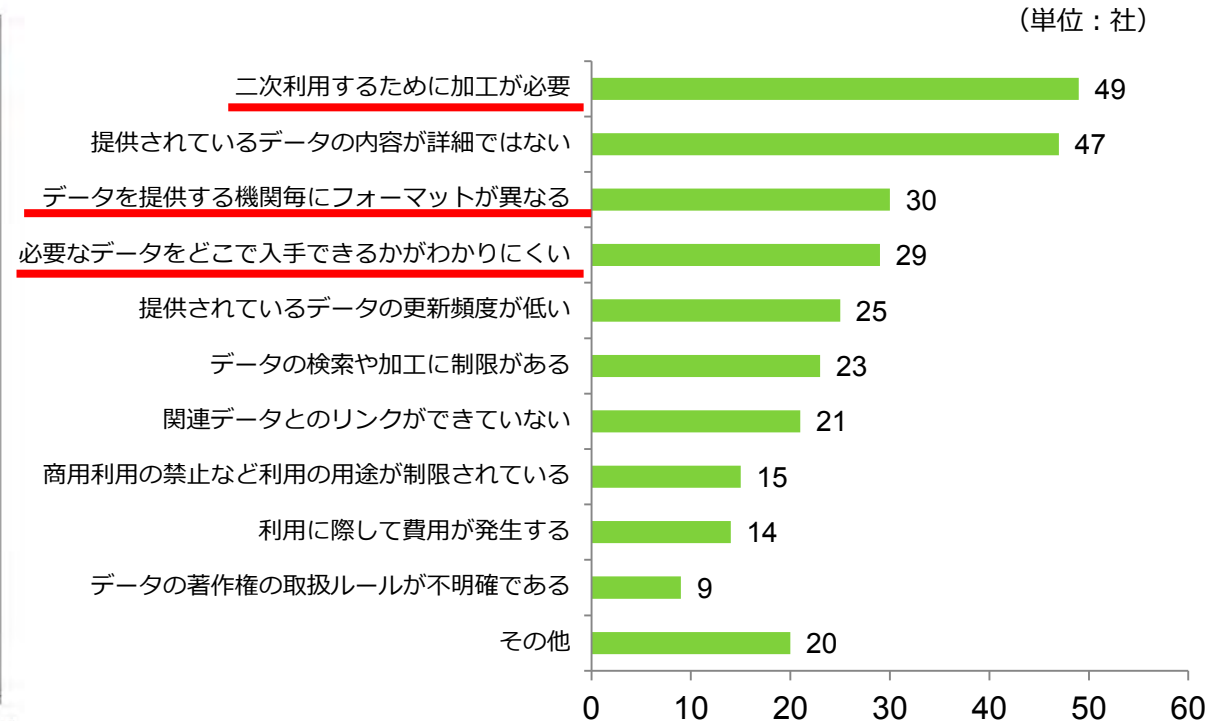


公的統計・公共データに関する民間からの不満・活用上の課題

図表第14 公的統計に関する問題・不満



公共データの活用上の課題（複数回答）



(出典) 図表第14 「公的統計に関する問題・不満」・・・

「公的統計の活用による的確な現状把握と政策決定に向けて」（2011年5月17日（社）日本経済団体連合会）に掲載されている公的統計に関するアンケート調査結果（2010年12月～2011年3月にかけて経団連が会員企業の主要シンクタンクを対象として景気関連の公的統計41本についてのアンケート調査を実施）

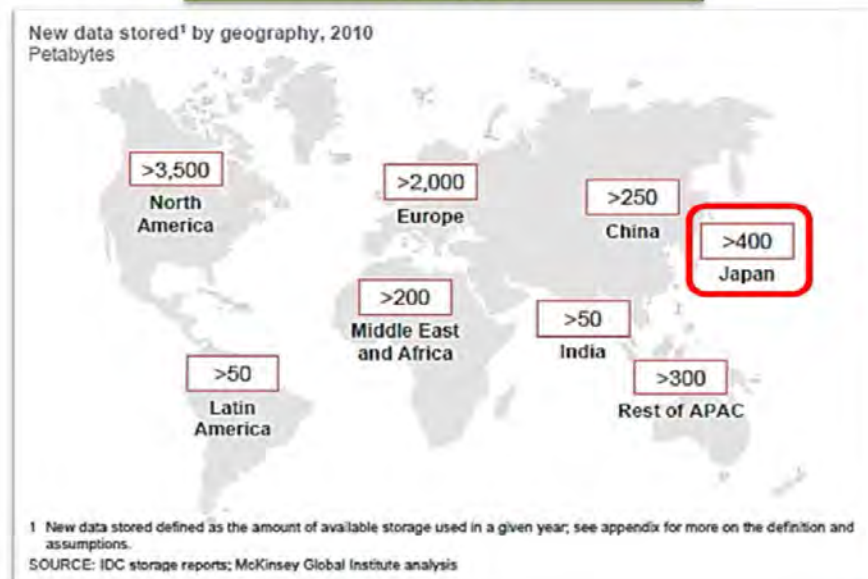
「公共データの活用上の問題」・・・「我が国情報経済社会における基盤整備」（平成25年3月一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会／経済産業省委託事業）
「日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）の会員企業」等に実施したアンケート調査結果

今後想定されるデータの利活用に関する人材不足の懸念

ビッグデータの活用に関する人材

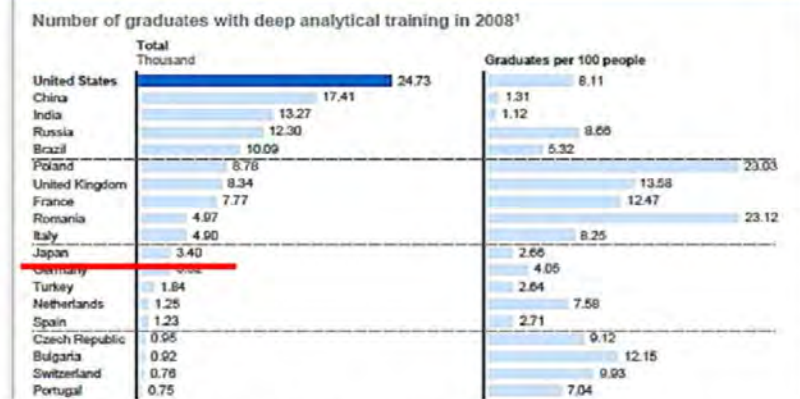
- 統計学や機械学習に関する高等訓練の経験を有し、データ分析を行うという深い分析に係る才能を有する大学卒業生数(2008年)について、国際的には、米国の2万4,730人、中国の1万7,410人、インドの1万3,270人に比べて、日本は3,400人。

新たに蓄積されたデータ量 (地域別)



【出典：McKinsey Global Institute「Big data: The next frontier for innovation, competition, and productivity」(平成23年5月)】

深い分析の訓練を受けた新たな大学卒業生数 (地域別)



1 These data count new graduates, i.e., a flow of deep analytical talent, which we define as people with advanced training in statistics and/or machine learning and who conduct data analysis.

2 Other includes Finland, Estonia, Croatia, Slovenia, Iceland, Cyprus, Macedonia, and Malta.

SOURCE: Eurostat; Russia Statistics; Japan Ministry of Education; India Sat; NASSCOM Strategic Review 2005; China Statistical Yearbook; China Education News; IMF World Economic Outlook Database

【参考】

McKinsey Global研究所のレポートによれば、2018年までにアメリカ合衆国だけで140,000~190,000人のデータサイエンティストが不足すると予測。

(注) 総務省情報通信審議会 ICT基本戦略ボード ビッグデータの活用に関するアドホックグループ 取りまとめ(平成24年5月17日)を参考に当事務局において作成

(出典) 第5回「国・行政のあり方に関する懇談会」(26.2.27)資料1「第5回データ資料集」から抜粋

これまでの懇談会における行政のあり方に関する主な議論（その1）

官と民との責任分担

- 民間でやるべきことは民間でやればいいが、行政にしかできないところもある。どういう分野をコミュニティが担うのかを議論しなければ意味がない。例えば、教育分野でも、NPOは突破口を開くことはできるが、これを広げるのは行政にしかできない。【第2回懇談会（平成25年11月25日）】
- この国には、昔から、お上の言うことに従うことで責任を引き受けたがらない、我々は国政の運営になんか参加しないという発想があった。それは、父の価値観を示すことでこれに反発し自我の形成と成長を促すパターンリズムではなく、母のように優しく包み込むように保護するマターナリズムとも言え、国民の意識の中には、国家に対し、私がやってほしいと思うことを理解し体現してほしいという姿勢があったように思う。【第2回懇談会（平成25年11月25日）】
- 行政と民間の役割の線引きは難しいが、ソーシャルアントレプレナーも育ってきており、行政にはベストプラクティスを広げる役割を担ってほしい。行政には頑張っている人を伸ばしサポートする役割に徹してほしい。【第4回懇談会（平成26年1月30日）】
- 健康保険、介護保険、地震保険など、皆で共有できるリスクは保険を作れる。皆で共有できないリスクをどこまで国がやるのかが問題。【第4回懇談会（平成26年1月30日）】
- 大人は白か黒かで議論しがちで、ユッケで食中毒が出たら、白いユッケか黒いユッケがあるかのような議論になる。行政が安易に規制することで、グレーのユッケがあるのに、その勉強機会を失っている。【第4回懇談会（平成26年1月30日）】

行政の無謬性や前例主義の打破

- 霞が関には統一的意思のようなものはないからこそこうした懇談会も必要となる。行政の無謬性神話もあり、新たな取組に二の足を踏む。政策に対する利害対立も激しくなり、皆が共に一致することが難しく、その意見集約機能を行政が担えなくなっている状況にある。【第1回懇談会（平成25年10月29日）】
- 前例踏襲と縦割りをどう打破するか。行政は民主主義（多数決）の制約から逃れることはできないが、行政では出来なくとも民間で出来る場合がある。また、野党からも追及されるし、役所は失敗が許されないところもある。行政の無謬性をどう打ち破るか。【第7回懇談会（平成26年3月25日）】

これまでの懇談会における行政のあり方に関する主な議論（その2）

行政にトライ＆エラー「永遠のβ版」は許されるか？

- ウェブの世界では、ベータ版の改修を積み重ね、回しながらよりよいものを作っていくという考え方が主流である。これは、完成度が高くなければサービスを世に出せないという考え方とは異なる。いわば、永遠のベータ版文化であり、これをいかに行政と市民が理解できるかが重要である。【第5回懇談会（平成26年2月27日）】
- 永遠のベータ版という考え方は、行政には許されない感覚である。ちばレポの取組を始めるに当たり、単なる住民からの通報システムではなく、住民との協働というテーマを掲げたところ、市議会から本当に協働なのかなどといった意見が出て、初めて予算案に対して附帯決議が付いた。行政の場では、トライアンドエラーという考え方がなかなか許されないように感じる。【第5回懇談会（平成26年2月27日）】
- 行政の弱点は官の特性によるもの。例えば、原発の運営はトライ＆エラーでは困るし、基本的人権の保障があるので、これらに関するものはユニバーサルでなければ困る。そうしたコアとなる機能を選別することが大事で、「保障領域」と「実験領域」を考えて、行動することが大事。【第7回懇談会（平成26年3月25日）】
- 官と民の違いは「公権力の行使」にある。原則我々の社会は自由。これに義務を課するのは大変重いこと。だから、これに携わる者に恣意性を排除して能力を見る公務員試験を課するというのが建前。権利を制約するからこそ間違っ
てはいけないし、ある人の権利に関わるので公平でなければならない。また、慎重に判断しなければならないので前例主義になる。これらをどうしたらよいか。ただ一方で今は、公権力の行使というより、サービス行政が多い。前回議論に出た「永遠のβ版」という発想は大変よい。【第7回懇談会（平成26年3月25日）】

国家のあり方

1. 国家
2. 法の支配
3. 説明責任を負う政府

成功した近代的な民主制はこれら3つの制度を安定したバランスで組み合わせているが、いくつかの国家においてこのバランスを達成できたことは近代政治における奇跡と言える。なぜならこれら3つの制度を組み合わせることができるというのは自明のことではないからだ。「国家」は、結局のところ権力を使って国民に法を順守させるとともに他の国家や脅威から自らを守るものであるのに対し、「法の支配」と「説明責任を負う政府」は、権力を公で透明なルールに則って、また人々の意思に基づいて行使させることにより国家の権力を制限するものである。

(出典) 「The Origins of Political Order: From Prehuman Times to the French Revolution」 (Francis Fukuyama (2011) : アメリカの政治学者) を当事務局が和訳し、抜粋

市場が存在するためには、場所を問わず、常に強い国家が必要である (中略)。まず、悪徳なプレイヤーが市場での競争に参加してはならない。次に武力の掟が交換のルールにすりかわってはならない。さらに、所有権の侵害は許されず、消費者は支払い可能な状態に置かれ、暴力は社会的にきちんと管理されていなければならない。

(出典) 「21世紀の歴史」 (ジャック・アタリ : フランスの経済学者・思想家/林昌宏訳2008/8) を抜粋

民主化が成功する3つの条件～『政治秩序の起源：人類以前の時代からフランス革命まで』より～

The purpose of this book is to fill in some of the gaps of this historical amnesia, by giving an account of where basic political institutions came from in societies that now take them for granted. The three categories of institutions in question are the ones just described:

1. the state
2. the rule of law
3. accountable government

A successful modern liberal democracy combines all three sets of institutions in a stable balance. The fact that there are countries capable of achieving this balance constitutes the miracle of modern politics, since it is not obvious that they can be combined. The state, after all, concentrates and uses power, to bring about compliance with its laws on the part of its citizens and to defend itself against other states and threats. The rule of law and accountable government, on the other hand, limit the state's power, first by forcing it to use its power according to certain public and transparent rules, and then by ensuring that it is subordinate to the will of people.

These institutions come into being in the first place because people find that they can protect their interests, and the interests of their families, through them. But what people regard as self-interest, and how they are willing to collaborate with others, depends critically on ideas that legitimate certain forms of political association. Self-interest and legitimacy thus form the cornerstones of political order.

The fact that one of these three types of institutions exists does not imply that the others do so as well. Afghanistan, for example, has held democratic elections since 2004 but has an extremely weak state and is unable to uphold laws in much of its territory. Russia, by contrast, has a strong state and holds democratic elections, but its rulers do not feel bound by a rule of law. The nation of Singapore has both a strong state and a rule of law bequeathed to it by its former British colonial masters but only an attenuated form of democratic accountability.

Francis Fukuyama (2011) The Origins of Political Order: From Prehuman Times to the French Revolution

この本の目的は、この歴史学の穴のいくらかを埋めるために、現在当然と思われる基本的な政治制度の由来に1つの説明を与えることにある。問題となるのは先ほど説明したとおり3種の制度である：

1. 国家
2. 法の支配
3. 説明責任を負う政府

成功した近代的な民主制はこれら3つの制度を安定したバランスで組み合わせているが、いくつかの国家においてこのバランスを達成できたことは近代政治における奇跡と言える。なぜならこれら3つの制度を組み合わせることができるというのは自明のことではないからだ。「国家」は、結局のところ権力を使って国民に法を順守させるとともに他の国家や脅威から自らを守るものであるのに対し、「法の支配」と「説明責任を負う政府」は、権力を公で透明なルールに則って、また人々の意思に基づいて行使させることにより国家の権力を制限するものなのである。

これらの制度が登場するに至ったのは、第1にこれらを通じて自らや家族の利益を守ることができると思うからである。しかし、人々が何を自己の利益と考え、どのくらい他者と協力しようと思うかは、どのような形態の政治的結合を正当と認めるかということに左右される。それゆえ自己の利益と正当性（legitimacy）は政治秩序の基礎をなすのである。

これら3つの制度のうち1つが存在しているからといってその他も存在しているということにはならない。例えばアフガニスタンは2004年以来数度の民主的な選挙を経ているが、国家は非常に脆弱であり、多くの地域において法の施行ができていない。対照的にロシアは強い国家と民主的選挙制度を持つが、政治指導者たちは法の支配に縛られていると感じていないし、シンガポールには強い国家とイギリスの植民地支配の遺産である法の支配があるが民主的な説明責任については弱い責任があるに過ぎない。

フランシス・フクヤマ（2011）『政治秩序の起源：人類以前の時代からフランス革命まで』

行政改革委員会（平成8年当時）で整理された「行政の関与の可否に関する基準」の概要

基本原則

- 「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方にに基づき行政の活動を必要最小限にとどめる
⇒ 民間活動の優先
- 「国民本位の効率的な行政」を実現するため、国民が必要とする行政を最小の費用で行う
⇒ 行政活動の効率化（行政における市場原理の活用、権限と責任の明確化、政府の失敗の考慮）
- 国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たす
⇒ 行政による透明性の確保（行政の説明責任、便益と費用の総合評価、数量的評価、情報公開）
⇒ 定期的な見直し

行政の関与の可否に関する基準

行政の関与は、市場原理が有効に機能しない「市場の失敗」がある場合に限ること。

- ① 公共財（経済安全保障、市場の整備＜市場のルール作り、監視機能＞、情報の生産、文化的価値を特記）
- ② 外部性
- ③ 市場の不完全性（不確実性＜資本市場の不完全性＞、情報の偏在＜逆選択＞、消費者保護などを特記）
- ④ 独占力
- ⑤ 自然（地域）独占
- ⑥ 公平の確保（地域間＜ユニバーサル・サービス＞、産業間、世代間の所得再分配を特記）

行政改革会議（平成9年当時）で議論された国家機能と行政目的の整理

国家機能	分野	主要課題	機能
Ⅰ 国家の存続	1 国際関係・安全保障	外交（国際社会の平和秩序維持、良好な国際環境の主体的形成、地球環境問題の解決）	・ 外交 ・ 国際交流 ・ 開発援助
		我が国の平和、安全秩序の維持・確保	・ 防衛
	2 秩序・安全	治安（国民の生命・財産の安全）の確保	・ 警察、海上保安、麻薬取締等
		防災・災害対策の推進 法・社会秩序の維持・確保	・ 防災、災害対策、事故対策 ・ 法制度の整備、法秩序維持、人権擁護
Ⅱ 国富の確保・拡大	3 経済	健全な財政の確保	・ 財政、税制、財投、国有財産管理
		通貨の安定と金融秩序維持	・ 通貨管理、金融システム管理
		マクロ経済政策	
		産業の競争基盤の強化	・ 産業政策、中小企業 ・ 競争政策、経済取引ルール整備、知的財産保護
		対外経済関係の円滑な発展	・ 対外経済関係
		情報通信の高度化	・ 放送通信規律維持、情報化対応ルール整備
		エネルギーの安全・安定供給の確保	・ 省エネ、新エネ、エネルギー安全保障（備蓄、開発）、原子力開発、公益事業規制
	4 国土・社会資本	国土の整備・開発・保全	・ 社会資本整備 ・ 土地利用計画・規制、利水、治水 ・ 都市計画、地域整備
		総合交通体系の整備	・ 交通社会資本整備、交通秩序、安全規制
Ⅲ 国民生活の保障・向上	5 国民生活	環境の保全・自然保護	・ 排出規制、土地利用規制、自然保護、環境社会資本整備、環境影響評価 ・ 廃棄物対策（排出規制、回収システム、処分場整備）
		食料の安全・安定供給の確保	・ 食料安全保障、農林水産業振興、農業等基盤整備、農山漁村振興
		国民生活の安定・福祉の向上	・ 福祉（高齢者・障害者対策、生活保護） ・ 年金 ・ 医療、保険、薬事、公衆衛生 ・ 消費者保護
		雇用の安定・確保	・ 職業安定、労働基準、保安・労働安全
		男女共同参画社会の建設	・ 労働・雇用条件整備、保育・介護対策等社会進出支援
Ⅳ 教育や国民文化の継承、醸成	6 教育・文化・科学	人材の育成、文化の振興	・ 青少年の育成 ・ 教育
		文化・スポーツの振興等	・ 文化の振興、継承・保存、著作権保護 ・ スポーツ振興
		科学技術の振興	
		学術振興	

国の行政組織の姿 (25年度末定員)

※人数は25年度末定員。単位は万人。四捨五入のため、表中の下段の数の合計が上段の数と一致しないことがある。
 ※各指標は把握できるおおむね最新の年度(暦年)のものであり、指標により基準年度(年)は異なる。数値は概数。
 ※CIQ: 出入国の際の必要とされる手続きの総称 (Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫)の頭文字)。

国の行政機関 29.7																														
内部部局	治安						徴税	公共事業				国防・外交			窓口業務		CIQ			航空安全	その他									
4.2	6.1						5.5	2.9				2.4			2.1		1.5			0.6	4.5									
内部部局	刑務所等	検察庁	管区海上保安本部	管区警察局	労働基準監督署	その他	国税局・税務署	地方整備局	北海道開発局	地方農政局	その他	自衛隊の事務官等	在外公館	その他	ハローワーク	登記所	税関	地方入国管理局	検疫所	植物防疫所・動物検疫所	地方航空局	航空交通管制部	森林管理局	地方農政局（公共事業以外）	財務局	地方運輸局	管区気象台	都道府県労働局	ハンセン病療養所	その他
4.2	2.3	1.2	1.1	0.5	0.5	0.5	5.5	2.0	0.5	0.2	0.1	1.4	0.3	0.6	1.1	0.9	0.9	0.4	0.1	0.1	0.4	0.1	0.4	0.9	0.5	0.4	0.3	0.5	0.3	1.1

内部部局

政策の企画立案・調整など

治安

- 【刑務所等】
7.0万人の受刑者に対する保安警備・職業訓練指導・再犯防止教育など(交替制勤務による24時間体制)
- 【検察庁】
148万人の送致者等の起訴・不起訴の決定、裁判の遂行など
- 【管区海上保安本部】
海上における警察、領海警備、犯罪取締、海難救助など(交替制勤務による24時間体制)
- 【管区警察局】
27万人の全国警察の情報通信部門など
- 【労働基準監督署】
・労働基準法に基づく指導監督・立入検査(428万場)、法令違反事案の捜査
・労災保険の給付(130万件)

徴税

- 【国税局・税務署】
所得税・法人税等の申告の処理、税務調査(法人の4.3%について調査)、滞納処分

公共事業

- 【地方整備局・北海道開発局】
国が管理する道路(22,000km)、河川(11,000km)の整備・維持管理、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)
- 【地方農政局】
農業用排水施設等の整備・維持管理

国防・外交

- 【自衛隊の事務官等】
25万人の自衛隊部隊の活動の後方支援
- 【在外公館】
外交交渉・ODA・邦人保護など
 大使館:136
 総領事館:60
 日本政府代表部:8

窓口業務

- 【ハローワーク】
職業相談・紹介(ハローワークに登録している求職者260万人)、職業訓練、雇用保険など
- 【登記所】
1,400万件の不動産や法人の登記の審査など

CIQ

- 【税関】
・薬物、銃器、知財違反物品の水際取締(入国者等2,800万人)
・関税等の徴収(5.6兆円)
- 【地方入国管理局】
・入国者2,600万人(うち外国人950万人)の審査等
・6.7万人の不法残留外国人の摘発など

航空安全

- 【地方航空局・航空交通管制部】
250万機の航空管制(交替制勤務による24時間体制)

その他

- 【森林管理局】
国土の20%を占める国有林野の管理
- 【地方農政局(公共事業以外)】
農業者の経営所得安定対策、消費安全確保(食品表示監視、トレサ)など
- 【財務局】
2,500の金融機関等の監督・検査、国有財産の管理など
- 【地方運輸局】
鉄道・バス・タクシー・トラック・旅客船事業の指導監督、自動車の登録など
- 【管区気象台】
有人:気象官署(105か所)
無人:アメダス(1,300か所)
地震観測施設(860か所)
- 【都道府県労働局】
・個別労働紛争の調整(あっせん等件数:16,000件)
・300万の企業からの労働保険の徴収(3.3兆円)
- 【ハンセン病療養所】
入所者数2,100人(平均年齢82歳)

行政の責任領域についての官民の主張



“共創”を阻むのは・・・



政府と国民との責任分担のあり方

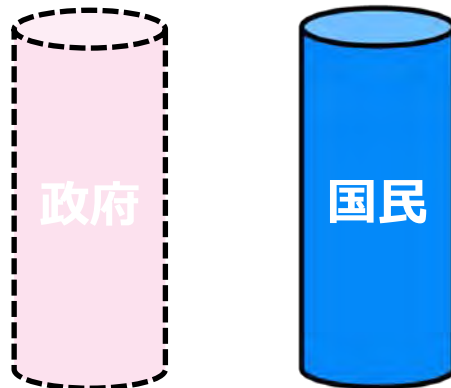
これまで

パターン①



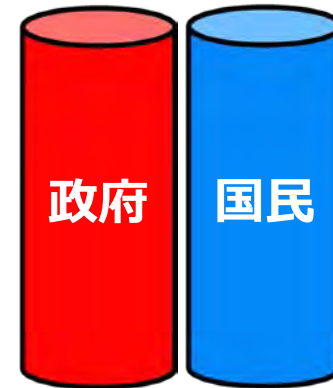
政府に依存した関係？
(お上意識)

パターン②



政府への当事者意識が希薄？

これからは・・・



政府と国民が互いに補完し合う関係

これからの責任分担（負担割合）のイメージ・・・

<保障領域？>



政府が100%の負担で保障すべき領域

<実験領域？>



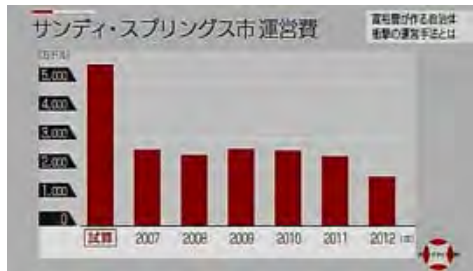
政府と国民との間で適正な負担割合を決めて協働できる領域

“独立”するアメリカの富裕層 ～富裕層が作った自治体 サンディ・スプリングス市～

高い税金を払っているのにそれに見合った公共サービスを受けていないといった不満が富裕層を中心に噴出。



2005年に住民投票を行い、所属していたフルトン郡から独立し、サンディ・スプリング市が誕生。警察・消防を除くすべての公共サービスを民間企業に委託し、市役所の職員数を9人に抑制。



この結果、サンディ・スプリング市の当初5,500万ドルと試算された運営費も半分以下に



一方で、フルトン郡は年間40億円余りの税収を失い、図書館の閉館やゴミ収集の回数減など公共サービスは低下



住民グループ代表 オリバー・ポーターさん
「政府による所得の再分配には反対です。人のお金を盗む行為だと思います。」



ラスティ・ポール市長
「自治体は税金を当たり前だと思わないことです。税金に見合うサービスを提供しなければ、市民はすぐ不満をため、税金を払わなくなります。公共サービスの質を高めて、市民に税金を払う動機を与え続けるのです。」



サンディ・スプリング市
ジョージア州北西部に位置する人口約9万4,000人の街

国家は解体されるのか？

少数派の金持ちたちは、民主主義よりも市場に任せたほうが自分たちにとって都合がよいことに気づく。医療・警察・教育・環境といった分野でも状況は同じである。



(出典) 「21世紀の歴史」(ジャック・アタリ：フランスの経済学者・思想家/林昌宏訳) を抜粋